

## ストックホルム条約第8回締約国会議(COP8)の結果の概要

平成29年5月9日

## 1. 会議の概要

2017年4月24日～5月5日にジュネーブ(スイス)において、残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約(POPs条約)の第8回締約国会議(COP8)が開催され、新たにデカブロモジフェニルエーテル(デカBDE)及び短鎖塩素化パラフィン(SCCP)が同条約の附属書A(廃絶)に、ヘキサクロロブタジエン(HCBD)が附属書C(非意図的放出の削減)に追加することが決定されました。これらの物質については、今後、国際的に協調して製造・使用等の廃絶等に向けた取組を行うこととなります。また、過去に附属書A(廃絶)又は附属書B(制限)に追加された化学物質の適用除外に関する評価及び今後の見直しに関する作業計画、条約の有効性の評価などについての議論が行われました。

## 2. 会議の主な結果

## (1) 条約上の規制対象物質の追加

ストックホルム条約締約国会議の下に設置された残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)の第11回会合(2015年10月)及び第12回会合(2016年9月)における検討結果を踏まえ、POPRCから今次締約国会議に対して条約の附属書A(廃絶)、附属書C(非意図的放出の削減)への追加の勧告が行われた3物質群については、下記の表のとおり、附属書への追加が決定されました。今後、附属書Aに追加された物質については、製造・使用等の廃絶に向けた取組を、附属書Cに追加された物質については、その非意図的な放出の削減に向けた取組を、条約の下、国際的に協調して行うこととなります。

この決定により改正される附属書の発効は、附属書への物質追加に関する通報を国連事務局が各締約国に送付してから1年後になります。我が国においては、それまでに、条約で定められている規制内容に基づき、国内で担保するための所要の措置を講ずることになります。

## ○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
デカブロモジフェニルエーテル(デカBDE)	難燃剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり)※</li> <li>－ 自動車用部品(動力伝達系、燃料系等)</li> <li>－ 2022年12月より前に型式承認を受けた航空機用交換部品</li> <li>－ 難燃性を有する繊維製品</li> <li>－ 家電製品に用いられるプラスチックケース及び部品の添加剤</li> <li>－ 断熱性建材用ポリウレタンフォーム</li> </ul>

短鎖塩素化パラフィン (SCCP)	難燃剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) ※</li> <li>- 動力伝達用ベルト添加剤 (天然・合成ゴム産業)</li> <li>- ゴム製コンベアベルト用交換部品 (鉱業及び林業用)</li> <li>- 皮革用加脂剤</li> <li>- 潤滑油添加剤 (特に自動車、発電機等の用途)</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
----------------------	-----	--

○附属書Cへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ヘキサクロロブタジエン (HCBD)	溶媒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非意図的生成による放出の削減</li> </ul>

※ 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われることになっています。  
日本として当該用途を適用除外とするか否かについては、今後、国内で検討することとしています。

(備考) 上記の表中の情報は省略・簡素化しているため、規制内容の詳細については、下記の条約事務局のホームページから会議文書をご覧ください。  
POPs 条約ホームページ (<http://www.pops.int/>)

(2) 条約附属書A(廃絶)又は附属書B(制限)の適用除外の評価について

附属書A掲載物質である4種類のブロモジフェニルエーテル(BDE)(主な用途: 難燃剤)に関し、条約上で2030年まで適用除外が認められているリサイクル用途について、2021年の第10回締約国会議(COP10)において、これらの適用除外が引き続き必要であるかを評価するための作業を行うことが合意されるとともに、これらの作業を進めるに当たっての具体的な作業計画が決定されました。

また、附属書B掲載物質であるペルフルオロオクタン酸(PFOS)(主な用途: 界面活性剤)については、いくつかの用途に対して適用除外が条約上で認められています。2019年の第9回締約国会議(COP9)において行われる、これらの適用除外が引き続き必要であるかの評価に向けて、締約国から収集される情報の具体的な内容について、今次締約国会議において合意されました。(我が国は、エッチング剤、半導体用レジスト、業務用写真フィルム、特定の医療機器の製造時における使用についての適用除外を条約事務局に登録していません。)

(3) 条約の有効性の評価

有効性評価委員会が作成した有効性評価報告書が提出され、その結論及び勧告を踏ま

えて、改善を実施していくことが合意されました。また、今次COPにおいて、各地域のモニタリング報告書に基づいて作成された、第2回全球モニタリング報告書が提出されました。

我が国としては、引き続き、的確な国別報告書の提出、環境モニタリング調査により得られたデータの提供、東アジアPOPsネットワークにおける活動等を通じた貢献を行っていくこととしています。

#### (4) 遵守手続

ストックホルム条約の遵守委員会の設置については合意に至らず、次回締約国会議での採択に向けて引き続き検討することとなりました。